

○令和五年／デジタル庁／総務省／告示第一号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務)

(令和五年一月二十日)

(／デジタル庁／総務省／告示第一号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

- 一 令和四年度出産・子育て応援給付金(令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和四年法律第九十八号)第一条に規定する令和四年度出産・子育て応援給付金をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(公的給付支給等口座登録簿関係情報(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。)第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。)を含む。)の管理に関する事務
- 二 令和四年度北海道帯広市こども応援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)、児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。)の管理に関する事務

三 令和四年度埼玉県行田市子育て世帯物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度行田市一般会計補正予算における、埼玉県行田市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度子育て世帯への臨時特別給付（補正予算（第一号）分）（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報及び令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される給付金であって、都道府県又は市町村から、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四 令和四年度兵庫県宍粟市しそ低所得世帯価格高騰緊急支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度宍粟市一般会計補正予算における、兵庫県宍粟市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として支給される給付金であって、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五 令和四年度熊本県水俣市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード取得促進給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度水俣市一般会計補正予算における、熊本県水俣市から、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた公的給付支給等口座登録者（口座登録法第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。）に支給される給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（個人番号カード関係情報（番号利用法による個人番号カードの交付に関する情報をいう。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。